



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *43 和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例 (総務学事課) 3
- *44 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (") 3
- *45 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課) 4
- *46 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年・男女共同参画課) 5
- *47 修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (医務課) 5
- *48 和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 (健康づくり推進課) 6
- *49 和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (") 6
- *50 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部) 7
- *51 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (") 7
- *52 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) 7

公布された条例のあらまし

◇和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県道路公社の解散に伴い、規定の整備を行いました。(第2条、第6条、第7条、第15条、第22条の2及び第38条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県道路公社の解散に伴い、規定の整備を行いました。(第2条、第6条、第11条、第15条、第18条、第23条及び第43条の2関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県民税の法人税割の税率の特例措置を5年延長することとしました。(附則第14項の3関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 条例概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正により出会い喫茶等営業が

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制の対象となることに伴い、出会い喫茶等営業に係る届出制度の廃止その他所要の改正を行いました。(目次、第 8 条、第 11 条の 2、第 29 条の 2、第 30 条及び第 33 条関係)

2 施行期日

平成 23 年 1 月 1 日から施行します。

◇修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

独立行政法人国立病院機構が開設する病院において診療業務に従事しようとする者に対して貸与した修学資金について、その返還に係る債務を免除できることとしました。(本則の表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国民健康保険法の一部改正に伴い、和歌山県国民健康保険広域化等支援基金について、広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な事業に要する経費の財源に充てることができることとしました。(第 1 条及び第 6 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金について、保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に要する経費の財源に充てることができる特例を定めました。(附則第 1 項及び第 2 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県白浜警察署の位置を変更することとしました。(本則の表関係)

2 施行期日

平成 22 年 11 月 7 日から施行します。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、出会い系喫茶営業に係る禁止地域及び広告制限地域を定めました。(第 10 条及び第 12 条関係)

2 施行期日

平成 23 年 1 月 1 日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物施設の設置の許可の申請に対する審査手数料等の額の改定を行いました。(別表第 2 第 2 項関係)

(2) 和歌山県道路公社の解散に伴い、規定の整備を行いました。(別表第 2 第 2 1 項関係)

2 施行期日

平成 22 年 10 月 1 日から施行します。ただし、1 の (2) の改正は、公布の日から施行します。

条 例

和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 43 号

和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、和歌山県道路公社」を削り、「地方三公社」を「地方公社」に改め、同条第 2 項中「地方三公社」を「地方公社」に改める。

第 6 条第 1 項第 3 号、第 7 条第 2 号ウ、第 3 号、第 5 号及び第 6 号、第 15 条第 1 項、第 22 条の 2 の見出し及び同条第 2 項並びに第 38 条第 1 項中「地方三公社」を「地方公社」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 和歌山県道路公社が保有する公文書（和歌山県情報公開条例第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。以下同じ。）の開示その他改正前の和歌山県情報公開条例（以下「旧条例」という。）に基づく事務については、和歌山県道路公社の清算が終了するまでの間は、なお従前の例による。

3 改正後の和歌山県情報公開条例（以下「新条例」という。）第 2 章の規定は、知事が和歌山県道路公社から承継した公文書のうち、和歌山県道路公社の職員（役員を含む。）が平成14年 9 月 30 日以前に作成し、又は取得したものについては、適用しない。

4 和歌山県道路公社の清算が終了した際現に和歌山県道路公社に対してされている旧条例第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書の開示の請求（以下「旧開示請求」という。）又は旧条例附則第 3 項の規定に基づく公文書の開示の申出については、知事に対してされている新条例第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書の開示の請求又は新条例附則第 3 項の規定に基づく公文書の開示の申出とみなす。

5 和歌山県道路公社の清算が終了した際現に行政不服審査法（昭和37年法律第 160 号）の規定に基づき和歌山県道路公社が行った開示決定等（和歌山県情報公開条例第 12 条第 1 項に規定する開示決定等をいう。）又は和歌山県道路公社に対する旧開示請求に係る不作為に対してされている不服申立てについては、知事に対してされている不服申立てとみなす。

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 4 号

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、和歌山県道路公社」を削り、「地方三公社」を「地方公社」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「地方三公社」を「地方公社」に改める。

第 6 条第 3 項第 3 号、第11条第 1 項、第15条第 1 項第 8 号、第18条第 2 号イ、第 5 号及び第 6 号、第23条第 1 項並びに第43条の 2 の見出し及び同条第 2 項中「地方三公社」を「地方公社」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 和歌山県道路公社の保有個人情報（和歌山県個人情報保護条例第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報をいう。）に係る開示その他改正前の和歌山県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）に基づく事務については、和歌山県道路公社の清算が終了するまでの間は、なお従前の例による。

3 和歌山県道路公社の清算が終了した際現に和歌山県道路公社に対してされている旧条例第16条第 1 項の規定に基づく開示の請求、旧条例第28条第 1 項の規定に基づく訂正の請求又は旧条例第34条第 1 項の規定に基づく措置の請求（以下「旧開示請求等」という。）については、知事に対してされている改正後の和歌山県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第16条第 1 項の規定に基づく開示の請求、新条例第28条第 1 項の規定に基づく訂正の請求又は新条例第34条第 1 項の規定に基づく措置の請求とみなす。

4 和歌山県道路公社の清算が終了した際現に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき和歌山県道路公社が行った開示決定等（和歌山県個人情報保護条例第22条第 1 項に規定する開示決定等をいう。）、訂正決定等（同条例第32条第 1 項に規定する訂正決定等をいう。）若しくは利用停止決定等（同条例第38条第 1 項に規定する利用停止決定等をいう。）又は和歌山県道路公社に対する旧開示請求等に係る不作為に対してされている不服申立てについては、知事に対してされている不服申立てとみなす。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 5 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第14項の 3 中「平成23年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 6 号

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条の13」を「第21条の7」に改める。

第 8 条第11号及び第12号を削り、同条第13号を同条第11号とし、同条第14号中「、出会い喫茶等営業を営む場所（以下「出会い喫茶等営業所」という。）」を削り、同号を同条第12号とする。

第11条の 2（見出しを含む。）中「異性紹介営業」を「テレホンクラブ等営業」に改める。

第21条の 7 から第21条の12までを削り、第21条の13を第21条の 7 とする。

第29条の 2 の見出し中「テレホンクラブ等営業所等」を「テレホンクラブ等営業」に改め、同条第 2 項を削る。

第30条第 1 項第 4 号中「又は第21条の12第 1 項若しくは第 2 項」を削る。

第33条第 2 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「第25条、第28条又は第29条の規定に違反した」に改め、同項各号を削り、同条第 3 項中「第21条の 8 第 1 項、第21条の10又は」を削り、同条第 4 項第 1 号中「第19条第 1 項若しくは第 2 項」を「第19条」に改め、同項第 5 号及び第 6 号を削り、同条第 5 項第 1 号中「、第20条第 2 項、第21条の 9 第 1 項又は第21条の11第 2 項」を「又は第20条第 2 項」に改め、同項第 2 号中「、第21条の 5 第 1 項又は第21条の 7 第 1 項」を「又は第21条の 5 第 1 項」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同条第 6 項中「、第21条の 5 第 2 項又は第21条の 7 第 2 項」を「又は第21条の 5 第 2 項」に改め、同条第 8 項中「、第21条の10」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 7 号

修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例（平成 3 年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則の表医師確保修学資金の項中「公的医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する

公的医療機関」を「公的な医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関又は独立行政法人国立病院機構が開設する病院）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 48 号

和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成15年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「国民健康保険事業」を「広域化等支援方針（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の 2 第 1 項に規定する広域化等支援方針をいう。以下同じ。）の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業」に、「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の 2」を「同法第68条の 3」に改める。

第 6 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 49 号

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（処分の特例）

2 基金は、当分の間、第 7 条の規定にかかわらず、法附則第14条の 2 に規定する事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 0 号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県白浜警察署の項中「西牟婁郡白浜町3771番地の 6」を「西牟婁郡白浜町2926番地の82」に改める。

附 則

この条例は、平成22年11月 7 日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 1 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年和歌山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 号及び第12条第 1 号中「第 2 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「第 2 条第 6 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 1 月 1 日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 2 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 項第 1 号イ(ウ)中「580,000円」を「530,000円」に改め、同号イ(エ) a 中「900,000円」を「820,000円」に改め、同号イ(エ) b 中「1,090,000円」を「990,000円」に改め、同号イ(エ) c 中「1,210,000円」を「1,100,000円」に改め、同号イ(エ) d 中「1,540,000円」を「1,400,000円」に改め、同号イ(エ) e 中「1,800,000円」を「1,640,000円」に改め、同号イ(エ) f 中「4,230,000円」を「3,850,000円」に改め、同号イ(エ) g 中「5,590,000円」を「5,090,000円」に改め、同号イ(エ) h 中「6,910,000円」を「6,290,000円」に改め、同号イ(オ) a 中「6,320,000円」を「5,750,000円」に改め、同号イ(オ) b 中「7,97

0,000円」を「7,250,000円」に改め、同号イ(カ)中「11,800,000円」を「10,700,000円」に改め、同項第5号ウ(ア)中「450,000円」を「410,000円」に改め、同号ウ(イ)中「590,000円」を「540,000円」に改め、同号ウ(ロ)中「770,000円」を「700,000円」に改め、同号ウ(ハ)中「1,010,000円」を「920,000円」に改め、同号ウ(ニ)中「1,140,000円」を「1,040,000円」に改め、同号ウ(ホ)中「1,760,000円」を「1,600,000円」に改め、同号ウ(ヘ)中「2,000,000円」を「1,820,000円」に改め、同号ウ(ヘ)中「2,230,000円」を「2,030,000円」に改め、同号エ(ア)中「540,000円」を「490,000円」に改め、同号エ(イ)中「690,000円」を「630,000円」に改め、同号エ(ロ)中「1,040,000円」を「950,000円」に改め、同号エ(ハ)中「1,440,000円」を「1,310,000円」に改め、同号エ(ニ)中「1,810,000円」を「1,650,000円」に改め、同号エ(ホ)中「3,490,000円」を「3,180,000円」に改め、同号エ(ヘ)中「4,280,000円」を「3,890,000円」に改め、同号エ(ヘ)中「4,890,000円」を「4,450,000円」に改め、同号オ(ア)中「10,000,000円」を「9,100,000円」に改め、同号オ(イ)中「13,600,000円」を「12,400,000円」に改め、同号オ(ロ)中「18,700,000円」を「17,000,000円」に改め、同項第12号ア(ア)中「340,000円」を「310,000円」に改め、同号ア(イ)中「450,000円」を「410,000円」に改め、同号ア(ロ)中「790,000円」を「720,000円」に改め、同号ア(ハ)中「1,010,000円」を「920,000円」に改め、同号ア(ニ)中「1,270,000円」を「1,160,000円」に改め、同号ア(ホ)中「3,110,000円」を「2,830,000円」に改め、同号ア(ヘ)中「3,810,000円」を「3,470,000円」に改め、同号ア(ヘ)中「4,400,000円」を「4,000,000円」に改め、同号イ(ア)中「2,920,000円」を「2,660,000円」に改め、同号イ(イ)中「3,500,000円」を「3,190,000円」に改め、同号イ(ロ)中「5,260,000円」を「4,790,000円」に改め、同表第21項の表備考2中「、和歌山県道路公社」を削る。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、別表第2第21項の改正規定は、公布の日から施行する。